

発議案第 33 号

大間原発の建設中止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 24 年 12 月 14 日

八千代市議会

議長 江野澤 隆 之 様

提出者	八千代市議会議員	小 林 恵美子	㊞
賛成者	八千代市議会議員	中 村 健 敏	㊞
	同	堀 口 明 子	㊞

提案理由

国に対し、国民の圧倒的な願いである「原発ゼロ」に向けて、大間原発の建設を中止するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

大間原発の建設中止を求める意見書

政府のエネルギー・環境会議は、国民に対する世論調査を実施し「再稼働反対、即時ゼロとの意見が8割を占めた」結果などを踏まえ、「2030年代に原発稼働ゼロ」を盛り込んだ「革新的エネルギー・環境戦略」を作成した。

ところが、野田内閣は「経済界として到底受け入れることはできない」など、財界やアメリカの強烈な圧力を受けて、閣議決定を取りやめ「見直しを行いながら遂行する」ことを決定した。これは、「原発ゼロ」を望む国民8割の声より、日・米の原子力関連企業や銀行などの利益を優先させたことであり、重大な問題である。

その後の「エネルギー・環境戦略」の「見直し」が、国民の安全を守るためではなく、原発推進のためであることが次第に明らかとなっている。青森県大間町に建設中の大間原発は、中断していた工事の再開を認めたが、この原発は、使用済核燃料を再処理した「MOX燃料」を使用する、世界最初の商業用原子炉である。口では閣議決定もできなかった「原発ゼロ」を言いながら、世界的にも技術的には未確定で、危険な「核燃料サイクル」を推進するのは、矛盾の極みであり、「国民を欺くにも程がある」との批判は当然である。

福島第一原発事故で、住みなれた故郷や親しい人たちと離れざるを得ない悲しみ、放射能による健康不安を抱きながら生活する苦しさ、元の生業や地域社会へ戻る見通しを持たないつらさなど、その現実を目を向けようとせず、口先だけで「原発ゼロ」を語り、原発の再稼働や原発建設を進めるのは、許しがたい行為である。

よって、本市議会は国に対し、国民の圧倒的な願いである「原発ゼロ」に向けて、大間原発の建設を中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

経済産業大臣様